

## 一般社団法人日本モルック協会

### 気象条件による大会・イベント中止基準

#### 第1条（目的）

本基準は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本協会」という）が主催または公認する大会・イベント（以下「大会等」という）において、参加者、スタッフ、観客等の安全を確保するため、気象条件による中止判断の基準を定めることを目的とする。

#### 第2条（適用範囲）

本基準は、本協会が主催する全国大会、地域大会、講習会、普及イベント等のすべての大会等に適用する。各地域協会または支部が独自に開催する大会等においても、本基準を準用することを推奨する。

#### 第3条（風速による基準）

風速に関する中止基準は以下のとおりとする。

風速	対応区分	具体的対応
10m/s 未満	通常開催	通常どおり大会等を実施する。
10m/s 以上 15m/s 未満	注意喚起	テント等仮設物の点検・補強を実施。ウェイトの追加、ロープの再点検を行う。気象情報を30分ごとに確認する。
15m/s 以上 20m/s 未満	中断または中止検討	大会等の一時中断または中止を検討する。テント等の撤去準備を開始する。気象情報を15分ごとに確認する。
20m/s 以上	即時中断または中止	大会等を即時中止し、参加者を安全な場所へ誘導する。テント等を速やかに撤去する。

2 前項の風速は、大会等会場における10分間平均風速または気象庁発表の最大風速を基準とする。

3 瞬間最大風速が25m/s以上となることが予想される場合は、平均風速にかかわらず大会等の中止を検討する。

#### 第4条（風速基準の根拠）

第3条第1項の風速基準の根拠は以下のとおりである。

（1）**気象庁の風の強さと被害の関係** 気象庁が公表する「風の強さと被害の関係」によれば、平均風速 10m/s 以上で「傘がさせない」、15m/s 以上で「看板やトタン板が外れ始める」、20m/s 以上で「何かにつかまらなると立ってられない、飛来物によって負傷するおそれがある」とされている。

（2）**テント等仮設建造物の安全基準** 一般社団法人日本膜構造協会の「膜構造建築物設計指針」では、仮設テントは風速 15m/s 以上で構造的に不安定になる可能性が指摘されている。また、建築基準法施行令第 87 条に基づく仮設建築物の構造基準においても、強風時の安全性確保が求められている。

（3）**過去の事事故例** 全国各地で発生したテント飛散事故の分析によれば、平均風速 12～18m/s の範囲で多くの事故が発生している。特に、ウェイトが不十分な場合、風速 10m/s 程度でも飛散リスクが高まることが確認されている。

（4）**他団体の基準との整合性** 公益社団法人日本イベント産業振興協会（JACE）が推奨する「イベント開催における安全管理ガイドライン」では、風速 15m/s 以上での中止検討、20m/s 以上での即時中止が推奨されている。多くの地方自治体の屋外イベント開催基準も同様の数値を採用している。

（5）**安全係数の考慮** 本協会では、参加者の安全を最優先とし、上記の知見を総合的に勘案した上で、やや保守的な基準値（10m/s で注意喚起、15m/s で中止検討）を設定している。これにより、突風や局所的な風速上昇にも対応可能な安全マージンを確保している。

#### 第5条（降雨による基準）

降雨に関する中止基準は以下のとおりとする。

降雨状況	対応区分	具体的対応
小雨 (1 時間降水量 10mm 未満)	継続可能	競技の安全性を確認しながら継続する。参加者の意向も考慮する。
中雨 (1 時間降水量 10～30mm)	中断または中止検討	グラウンド状況、参加者の体調等を考慮し、大会等の一時中断または中止を検討する。
大雨 (1 時間降水量 30mm 以上)	即時中断または中止	大会等を即時中止する。

2 大雨警報または大雨特別警報が発表された場合は、降水量にかかわらず大会等の中止を検討する。

#### 第6条（気温による基準）

気温に関する中止基準は以下のとおりとする。

気温・WBGT	対応区分	具体的対応
WBGT 28℃以上 31℃未満 （嚴重警戒）	注意喚起	熱中症予防を徹底する。こまめな休憩、水分・塩分補給を促す。体調不良者の早期発見に努める。
WBGT 31℃以上 （危険）	中断または中止検討	大会等の中断または中止を検討する。継続する場合は競技時間の短縮、休憩時間の延長等の対策を講じる。
気温 0℃未満 （冬季）	注意喚起	低体温症予防を徹底する。グラウンド凍結等による安全性を確認する。

2 WBGT とは暑さ指数（湿球黒球温度）をいい、環境省熱中症予防情報サイト等で確認できる値を基準とする。

#### 第7条（雷による基準）

雷鳴が聞こえた場合、または雷雲が接近している場合は、直ちに大会等を中断し、参加者を安全な屋内施設または車両内へ避難させる。雷雲が去り、最後の雷鳴から 30 分以上経過するまで競技を再開しない。

#### 第8条（その他の気象条件）

前各条に定めるもののほか、以下の気象条件においては大会等の中止を検討する。

- ・降雪により競技の安全な実施が困難な場合
- ・台風の接近により荒天が予想される場合
- ・濃霧により視界が著しく制限される場合
- ・その他、気象庁から警報または特別警報が発表された場合

## 第9条（判断のタイミング）

大会等の中止判断は、以下のタイミングで行う。

- ・大会等開催の3日前：気象予報の確認
- ・大会等開催の前日：詳細な気象情報の確認、前日中止の判断
- ・大会等開催当日朝：最終的な開催可否の判断
- ・大会等開催中：気象条件の変化に応じた即時判断

## 第10条（判断権限）

- ・大会等の中止判断に関する権限は以下のとおりとする。
- ・最終判断権限：大会実行委員長または大会責任者
- ・緊急時の現場判断権限：競技運営責任者（審判長・競技委員長等）
- ・判断に際しては、気象専門家または気象情報提供サービスの助言を参考にすることができる。

## 第11条（中止決定後の対応）

大会等の中止が決定された場合、以下の対応を行う。

- ・参加者、関係者への速やかな通知（メール、SNS、ウェブサイト等）
- ・テント等仮設物の安全な撤去
- ・参加者の安全な帰宅支援
- ・中止理由の記録保存
- ・必要に応じた代替日程の検討・調整

## 第12条（気象観測機器）

大会等開催時には、以下の気象観測機器を会場に配置することを推奨する。

- ・風速計（デジタル式推奨）
- ・WBGT計（暑さ指数計）
- ・気象情報受信用のタブレットまたはスマートフォン

### 第13条（記録の保存）

大会等開催時の気象データ、中止判断の経緯等は記録し、最低3年間保存する。

### 第14条（基準の見直し）

本基準は、気象状況の変化、事故事例の発生、関連法令の改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 本基準は、2026年4月1日から施行する。

### （経過措置）

第2条 本基準施行前に計画された大会等については、可能な限り本基準に準じた運営を行うものとする。

### （地域協会への周知）

第3条 本協会は、本基準の施行に際し、各地域協会に対して説明会を実施し、適切な運用を支援する。

2026年3月8日 制定

一般社団法人日本モルック協会